



我孫子市オフィス開設等促進補助金

オフィス開設費

+

雇用拡大支援費

補助額：最大500万円

◆オフィス開設費（最大300万円）

補助対象者：我孫子市内に本社を有しない事業者で次の要件を満たすもの

◎共通要件

- ・申請時に法人設立の日から5年以上経過していること
- ・3年以上継続して維持・運営されることが見込まれること
- ・本社所在地の市区町村民税を滞納していないこと

○個別要件【新規開設型】

- ・市内に新たにオフィスを開設すること
- ・開設時の当該オフィスの常時雇用者が3人以上であること

○個別要件【本社機能移転型】

- ・市内の支社等に本社機能の一部または全部を移転すること
- ・本社機能の移転に伴い、常時雇用者が1人以上増加すること
- ・本社機能移転時の当該オフィスの常時雇用者が3人以上であること

補助額：補助対象経費 × 1 / 2

補助対象経費は、オフィス開設／本社機能を移転するために必要な経費をいいます。

（例）オフィス改修費、通信環境整備費、セキュリティ工事費、
オフィス賃借料（12月相当分） など

※可搬性のあるもの（机、椅子、PCなど）は対象外になります。

補助限度額：下表のとおり

新設時の常時雇用者数・ 移転に伴う増加常時雇用者数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人～
新規開設型	-	-	100	125	150	175	200	225	250	275	300
本社機能移転型	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300

単位（万円）

補助対象外業種等

- ・建築基準法別表第1（い）欄に掲げる用途（飲食店、物品販売業、児童福祉施設など）で専用又は共用する施設面積が施設全体の1 / 2以上となる事業
- ・貸金業、商品先物取引業
- ・連鎖販売取引、訪問販売、電話勧誘販売等の方法による物品の販売を行う事業
- ・風営法に基づく許可または届出を要する事業
- ・宗教活動または政治活動を目的とした事業 など

また、役員等に暴力団員等が含まれる場合も補助対象外となります。

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

◆雇用拡大支援費（最大200万円）

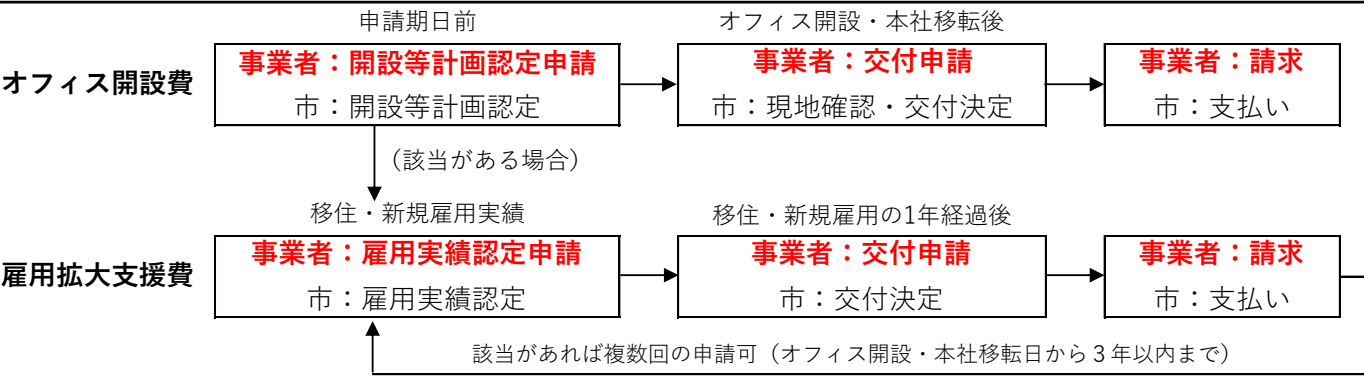
要件

- オフィス開設等計画の認定を受けていること
- オフィス開設日／本社機能移転日の3 か月前から3年後までの期間内に次のいずれかに該当する者がいること
 - ・移住者：オフィス開設等に伴い本市に移住した既存の常時雇用者
 - ・新規雇用者：新たに雇用した市内に住所を有する常時雇用者
- 移住者または新規雇用者が1年以上市内に住所を有すること
- 市税を滞納していないこと

補助額：新規雇用者・移住者 1人につき**10万円**

補助限度額：200万円（20人分）

◆補助金交付までの大まかな流れ



※当補助金の申請を検討されている方は、事前にご相談ください。
※当補助金制度は、申請期日がありますので、下表をご確認ください。

区分		申請期日
新規開設型	建物（オフィス）を新築する場合	建物建築工事着工日
	建物（オフィス）を購入する場合	建物売買契約日
	建物（オフィス）を賃借する場合	建物賃貸借契約日
本社機能移転型	既存の支社等に改修、増築等が発生する場合	改修等工事着工日
	上に該当しない場合	本社機能移転日

◆用語の意義

事業者	合名会社、合資会社、合同会社、株式会社（特例有限会社を含む。）、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋測量士法人、行政書士法人
オフィス	事業者が自らの事業に係る事務処理業務（事務処理業務に付随する軽作業を含む。）を行う事業所（小売業、飲食業等の接客業を目的とした店舗または住居兼用のものを除く。）
本社機能	事業者の経営方針における意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括等の機能
常時雇用者	事業者に直接雇用された者であって次のいずれにも該当するもの ・市内のオフィスに常時勤務する者 ・雇用保険被保険者 ・雇用期間の定めのない者

御不明な点がございましたら、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】
我孫子市 環境経済部 企業立地推進課
〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 我孫子市役所 分館 2 階

我孫子市 オフィス開設補助金 検索

TEL:04-7185-2214

